

1 補助対象者について

Q1-①. 企業規模に条件はありますか。

A. 条件はありません。

Q1-②. 法人形態に条件はありますか。

A. 条件はありません。公益法人、NPO法人、農林水産業関係法人等も対象です。

ただし、令和4年度UIJターン就労促進事業補助金（企業説明会参加費等補助）実施要領（以下「要領」という。）第3に示す、暴力団関連、風俗関連の事業所は対象となりません。

また、官公庁、公立教育機関も対象となりません。

2 補助対象経費について

Q2-①. 交付決定を受ける前に参加又は開催した企業説明会については、補助対象となりますか。

A. 補助対象となりません。

交付決定後に参加又は開催した企業説明会が補助対象となります。

Q2-②. 令和5年3月18日以降に開催される説明会に参加する予定ですが、補助対象になりますか。

A. 補助対象になりません。令和5年3月17日までに参加する説明会が、補助対象になります。

Q2-③. 鹿児島県内で開催されるような企業説明会については、県外の学生も対象としたものであっても、参加に係る費用は補助対象経費にはならないですか。

A. 県内で開催された企業説明会への参加に係る費用は、対象となりません。

Q2-④. 「国、県、市等の助成制度による他の補助金等の交付を受ける説明会については、補助対象としないこととする。」とありますが、例えば、市等の助成で企業説明会の出展料の補助を受ける場合、同じ説明会に参加するための交通費や宿泊費などは、対象となりますか。

A. 参加予定の説明会について、一部を他からの助成による補助を受ける場合は、対象となりません。

ただし、同一企業が、他の助成制度で補助を受けた説明会とは別の説明会に参加する場合は、申請できます。

Q 2 - ⑤. 企業の人事採用担当者が学校の就職課やキャリアセンターに訪問し、自社の紹介や求人票設置等のお願いをするような活動、いわゆる「大学訪問」に要した交通費や宿泊費などは、補助対象経費になりますか。

A. 企業説明会に要した費用でないので、補助対象経費にはなりません。

Q 2 - ⑥. 自治体が主催するような企業説明会は出展料が無料である場合が多いですが、そのような説明会に参加する場合、出展料以外の経費を補助対象経費として申請することはできますか。

A. 県外またはウェブ上で開催されるものであれば、申請できます。

Q 2 - ⑦. 補助対象経費である交通費について、具体的にどういったものが対象になりますか。

A. 主な具体例は以下のとおりです。

【対象になるもの】

航空運賃、航路運賃、新幹線運賃、鉄道運賃（新幹線含む）、バス運賃、有料道路利用料

【対象にならないもの】

タクシー代、ガソリン代

Q 2 - ⑧. 要領第 4 第 1 項(1)アに、「宿泊費については、説明会 1 回に対して、前日及び当日の 2 泊分までを対象とする。」とありますが、2 日間連続で開催される説明会に 2 日間とも参加する場合は、何泊分までが宿泊費の対象になりますか。

また、3 泊以上が宿泊費の対象となった場合は、交通費及び宿泊費の 1 人当たりの合計金額の上限額はどうなりますか。

A. 2 日間連続で参加する場合は、前日及び当日（1 日目と 2 日目の 2 泊）の、計 3 泊分が対象となります。3 日間以上連続参加の場合も、同様の考え方で 1 泊ずつ対象となる泊数が増えます。

また、交通費及び宿泊費の 1 人当たりの合計金額の上限額は、1 泊につき 1 万円ずつ増額することになります。（3 泊の場合は 5 万円、4 泊の場合は 6 万円を上限に補助対象経費とすることとなります。）

Q 2 - ⑨. 要領第 4 第 1 項(2)に、「交通費及び宿泊費の 1 人当たりの合計金額は、1 泊の場合は 3 万円、2 泊の場合は 4 万円を上限に補助対象経費とすることができる。」とありますが、交通費のみがかかった場合（日帰りなど宿泊費がかからない場合等）の上限額の考え方はどうなりますか。

A. 交通費だけの場合、3 万円を上限に補助対象経費とします。

Q 2 - ⑩. 補助対象経費である P R 資材等制作費について、具体的にどういったものが対象になりますか。

A. 説明会参加者に対して、企業を P R するための資材等の制作費になります。

主な具体例は以下のとおりです。

【対象になるもの】

- ・説明会参加者へ配布するチラシ、パンフレットの制作費、印刷代
- ・説明会参加者へ視聴させる P R 動画の制作費 等

Q 2 - ⑪. 補助対象経費である出展ブース装飾品製作費について、具体的にどういったものが対象になりますか。

A. 説明会当日の出展ブースに施す装飾品の製作費になります。

主な具体例は以下のとおりです。

【対象になるもの】

- ・のぼり旗、タペストリー、椅子カバー 等

Q 2 - ⑫. 当該補助金を活用して制作した P R 資材や出展ブース装飾品を、説明会後も、別の機会に配布、使用することは可能ですか。

A. 使用可能です。

Q 2 - ⑬. 出展予定だった説明会に急遽参加しないこととなったが、当日使用する予定だった P R 資材や出展ブース装飾品の経費が発生していた場合、これらの経費は補助対象となりますか。

A. 当該補助金は、県外又はウェブ上の説明会への参加を前提に、そこに係る経費を補助することを目的としているため、説明会に参加しない場合の P R 資材等制作費や装飾品製作費については、原則補助対象となりません。

ただし、説明会の中止など申請者の都合に因らない場合や、説明会が開催される場合であっても、新型コロナウイルスの影響を鑑みて参加しないこととなった場合は、補助対象とします。

Q 2 - ⑭. 交付決定を受ける前に制作した P R 資材や出展ブース装飾品に係る制作費については、補助対象となりますか。

A. 交付決定前の制作費等は、補助対象となりません。

ただし、交付決定前に制作していた企業 P R 用のチラシ、パンフレット等を、説明会配布用に増刷する場合の印刷代については、補助対象となります。

Q 2 - ⑮. 補助対象経費である出展用機材等リース代について、具体的にどういったものが対象になりますか。

A. 説明会当日に使用する機材等のリース代になります。(機材等の購入費用は補助対象になりません。)

主な具体例は以下のとおりです。

【対象になるもの】

- ・ディスプレイ
- ・スクリーン
- ・プロジェクター 等

Q 2 - ⑯. 自ら開催する場合に補助対象経費となる広告宣伝費について、具体的にどういったものが対象になりますか。

A. 説明会の開催案内等に係る経費になります。

主な具体例は以下のとおりです。

【対象になるもの】

- ・新聞への広告掲載費
- ・開催案内チラシ制作費 等

Q 2 - ⑰. 補助対象経費である「その他出展日に発生する諸経費」について、具体的にどういったものが対象になりますか。

A. 主な具体例は以下のとおりです。

【対象になるもの】

- ・説明会会場の備品使用料, 電源使用料 等

Q 2 - ⑱. 本社が鹿児島市にあり、その支店が管内（阿久根市, 出水市, 薩摩川内市, さつま町, 長島町）にあるような企業について、本社の従業員が参加又は開催する企業説明会は、補助対象となりますか。

A. 管内の支店への採用を目的とした企業説明会への参加又は開催であれば、補助対象となります。

3 交付申請等について

Q 3 - ①. 令和 5 年 3 月 17 日までの間に、複数回の説明会に参加する予定ですが、全ての説明会の参加に要した費用の補助を申請することはできますか。

A. 申請できます。参加を予定している全ての説明会に係る費用の合計額を、まとめて申請するか又は説明会毎に複数回に分けて申請してください。(複数回でも、上限額20万円となります。)

Q 3 - ②. 管内（阿久根市，出水市，薩摩川内市，さつま町，長島町）に同一法人企業の支店が複数ある場合，その支店毎に申請することができますか。

A. 複数ある支店の説明会参加費等の補助を受けたい場合は，法人として取りまとめた上で，申請してください。

【具体例】

法人 A の支店が管内に 3 カ所（a 支店，b 支店，c 支店）あった場合

（補助対象経費）	（申込額）	※合計額の 1 / 2 以内（上限額 20 万円）
a 支店 10 万円		
b 支店 20 万円	⇒ 20 万円	
c 支店 30 万円		

法人 A がまとめて申請する。

Q 3 - ③. 参加を予定している説明会の開催案内等が未発表で，出展料が分からない場合でも，申請することはできますか。

A. 申請できます。その場合は，昨年開催された説明会に係る出展料等を参考にして申請してください。

Q 3 - ④. 交付決定後に，参加人数や説明会の内容変更等により，補助対象経費の内訳に増減がある場合，どうすればよいですか。

A. 経費の区分（出展料，交通費，宿泊費，PR 資材等制作費，出展ブース装飾品制作費，出展用機材等リース代，会場借上料，会場設営費，広告宣伝費，その他出展日に発生する諸経費）で 20% を超える増減がある場合，変更申請書を提出してください。

⇒ 要綱第 8 条第 2 項により「補助金等変更申請書（第 3 号様式）」を提出してください。（要領第 6 に掲げる書類も併せて提出）

Q 3 - ⑤. 参加を予定していた企業説明会が，新型コロナウイルスの影響等により開催中止又は延期により，他の説明会に参加する場合，参加に係る補助を受けることはできますか。

A. 参加する説明会の変更に係る変更申請書を提出し，変更承認又は変更交付決定を受けた後，別の説明会に参加すれば，補助を受けることができます。

ただし，交付決定額を上回る額での変更申請については，当初の交付決定額の範囲内での変更交付決定になる場合があります。（交付決定額と変更申請額が変わる場合，事前に相談してください。）

Q 3 - ⑥. 交付決定後に，参加を予定していた企業説明会が，新型コロナウイルスの影響等により開催中止又は延期により説明会に参加をしない場合（補助を受けない場合）は，どうすればよいですか。

A. 補助金の中止に関する申出書を提出してください。

⇒ 要綱第 10 条第 2 項第 1 号により「地域振興推進事業補助事業中止（廃止）申出書（第 8 号様式）」を提出してください。